

## 乳児等通園支援事業の利用料について

### 1 趣旨

令和8年4月より乳児等通園支援事業の開始を予定している。受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するため、同事業の給付認定を受けた子どもの保護者が負担する利用料について決定する。

### 2 利用料

国は、本事業に要する経費の一部について、子ども一人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。また、低所得者世帯等の保護者負担の一部を補助して差し支えないとしている。

(令和7年3月31日こ成保第257号・こども家庭庁成育局長「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施について」より)

#### (1) 公立保育園の場合

世帯状況		利用料（1日（2.5時間）利用） (括弧書きは子ども1人1時間当たりの額)
①	以下②～⑤以外	750円（1時間当たり300円）
②	生活保護受給世帯	0円
③	市町村民税非課税世帯	150円（1時間当たり60円）
④	市町村民税低所得世帯 (77,101円未満)	225円（1時間当たり90円）
⑤	西東京市要保護児童対策地域協議会に登録された要支援・要保護児童のいる世帯のうち、市町村が利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯	375円（1時間当たり150円）

#### (2) その他の施設（私立幼稚園等）の場合

各施設が1日当たりの利用時間、利用料の設定を行う。

### 3 適用時期

令和8年4月事業開始より適用